

## 第10章 サービス基盤整備

## 1 老人保健福祉圏域の設定

計画の策定にあたっては、広域的な観点から総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、老人保健福祉圏域が設定されています。山口県は8圏域に区分されており、本市は、宇部市、美祢市と同一の圏域になり、3市で宇部・小野田圏域になります。

## 2 老人福祉圏域内の施設整備計画

施設整備を行う際は、圏域内の他市と連携・調整のうえ、計画的に施設整備を行っていく必要があります。また、介護3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）については住所地要件がなく、他市の住民でも利用することが可能なため、他市での施設整備意向等を踏まえて利用者数を計画に反映させる必要があります。地域密着型サービス（地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、グループホーム）は、原則として市内の住民しか利用できないようになっていますが、グループホームについては宇部市と美祢市とは地理的要因を考慮し、利用者の生活状況等により必要がある場合は、他市においても利用ができるように利用同意をしています。第5期計画期間中における宇部・小野田圏域での施設整備予定は下記のとおりです。

### （宇部・小野田圏域の施設整備予定）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	15 (1148)	15 (1154)	15 (1154)	15 (1109)
介護老人保健施設	10 (790)	10 (790)	10 (790)	10 (790)
介護療養型医療施設	7 (565)	7 (391)	7 (391)	7 (385)
特定施設入所者生活介護	11 (386)	11 (456)	11 (456)	11 (456)
地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	2 (58)	4 (116)	4 (116)	5 (190)
グループホーム	29 (423)	30 (432)	33 (486)	35 (522)

表中の各年度の数値は施設の数を表示、右の（ ）内の数値は床数を表しています。なお、特定施設入所者生活介護は、介護認定を受けていない方も利用できる施設であるため、利用定員数の70%を床数としています。数値は、平成23年10月1日現在の予定数値。